

富山市役所本庁舎東側駐車場事業者入札要項

1 趣旨

本市では、市有財産の有効活用を図ることを目的として、富山市役所本庁舎東側にある市有地（旧富山中央警察署清明寮跡地等）を駐車場として貸付しております。現在の貸付期間が満了するため、本市が提示する条件に基づき、駐車場経営が可能な事業者（以下、「事業者という。」）を入札により決定します。

2 貸付物件

所在地	登記地目	登記地積（㎡）
富山市新桜町8番4、8番5、8番6、8番7	宅地	1,097.01

※ 別紙「位置図」を参照してください。

3 指定する用途

駐車場

4 入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4に該当する者でないこと。

（地方自治法施行令）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(2) 賃貸駐車場の経営の実績を5年以上有する者であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（事業者が個人である場合にはその者を、事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 役員等が相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者

(4) 市町村税及び国税を滞納していない者であること。

5 法令等の順守

(1) 関係法令等の順守を徹底するとともに、関係機関等への届出等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行ってください。

(2) 契約書の貸付条件を順守し、貸付料は期限までに確実に納付してください。

6 貸付物件に関する条件

(1) 貸付期間

令和6年8月1日から令和9年7月31日までの3年間とします。

契約期間満了後に再び貸付を行う場合は、新たに募集を行います。

なお、契約期間には、駐車場の開設に伴う工事及び機器の設置並びに期間の満了に伴う原状回復に要する期間を含みます。

(2) 貸付料

ア 最低貸付料月額294,400円以上で、入札により決定した額とします。

イ 各年度分の貸付料は、次のとおりです。

年 度	貸 付 料
令和 6 年度	前記アで算出した額に 8 箇月分を乗じて得た額
令和 7 年度から 令和 8 年度まで の各年度	前記アで算出した額に 1 2 箇月分を乗じて得た額
令和 9 年度	前記アで算出した額に 4 箇月分を乗じて得た額

ウ 貸付料の納付については、「11 貸付料の納付」を参照してください。

(3) その他の経費

駐車場の運営並びに機器の設置及び撤去等に必要となる一切の費用は、全て事業者の負担とします。

(4) 駐車場の形態

駐車場は屋外駐車場とし、原状回復が困難な形態としないこと。

(5) 使用上の制限等

契約期間中は、次の事項を順守してください。

- ア 貸付契約に基づく貸借権を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- イ 貸付物件を駐車場以外の用途に使用しないこと。
- ウ 貸付物件に建物を設置しないこと。

(6) 事業者の義務

契約期間中、事業者は次に定める義務を負います。

- ア 善良なる管理者の注意を持って貸付物件を使用すること。
- イ 貸付物件を使用して行う事業に伴う一切の責任を持つこと。
- ウ 本市が貸付物件の管理に当たり必要な事項を事業者に通知したときは、その事項を順守すること。
- エ 貸付物件の使用に当たり近隣住民の迷惑とならないよう十分配慮すること。

(7) 契約の解除

本市は、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができます。

- ア 「(5) 使用上の制限等」及び「(6) 事業者の義務」に違反したとき。
- イ 貸付物件を公用又は公共の用に供する必要が生じたとき。
- ウ 契約締結後に、事業者が上記「4 入札参加資格」に掲げる要件を満たしていないこと又は満たさなくなったことが判明したとき。
- エ 事業者が本市の指定する期限までに貸付料を支払わないとき。

(8) 損害賠償

- ア 事業者がその責めに帰する事由により第三者に損害を与えたときは、全て事業者の責任においてその損害を賠償しなければなりません。
- イ アのほか、事業者が契約の不履行その他の事由により本市に損害を与えたときは、事業者は、賠償金として損害額に相当する額を本市に支払わなければなりません。

(9) 原状回復

事業者は、契約期間が満了し、又は契約が解除された場合は、直ちに自己の負担により貸

付物件を原状に回復し、返還してください。ただし、本市が特に原状回復の義務を免除した場合は、この限りではありません。なお、現事業者のアスファルト舗装等を継続して使用した場合の原状回復については、アスファルト舗装等を撤去し、更地の状態で返還することとなります。

7 駐車場に関する条件

(1) 駐車場の運営等

事業者は、自らの責任と負担において駐車場の設置及び運営を行わなければなりません。

(2) 事前協議

事業者は、駐車場の設置等の工事に際し、あらかじめ本市と設計及び施工のスケジュールの協議を行わなければなりません。

(3) 緊急時の対応等

事業者は、利用者等と紛争が発生した場合には、概ね30分以内に現地において対応しなければなりません。

(4) その他

ア 事業者は、駐車場の利用状況について、定期的に又は本市の求めに応じて報告しなければなりません。

イ 駐車場に関し、近隣住民及び駐車場利用者への対応は、全て事業者の責任において行わなければなりません。

ウ 事業者は、事故や利用者からの苦情等があった場合は、直ちに本市に報告しなければなりません。

エ 貸付物件（工作物を含む。）は、現事業者が設置した所有物を撤去後の現状で引き渡しますので、原則、更地で引き渡しますが、申請前に事業者において必ず現地確認等を行ってください。なお、現地説明会は行いません。

オ 貸付物件上に存する現事業者所有のアスファルト舗装等については、本市、現事業者及び新事業者（落札者）との協議の上、現事業者、新事業者との間で譲渡等を行うことができます。

カ 隣接地との境界に存する工作物は、現状のまま、使用しなければなりません。

8 入札参加申請書の受付

(1) 申請方法

申請は、持参又は郵送によるものとし、申請期間内に次の提出先に申請書及び必要書類を提出してください。なお、入札の参加申請に係る費用については、申請者の負担とします。

郵送の場合は簡易書留とし、封筒に「申請関係書類 在中」と明記してください。

(2) 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出してください。

ア 市有地貸付に係る入札参加申請書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 「駐車場運営等の実績」 申告書（様式第3号）

エ 提出書類一覧表（様式第4号）

オ 証明書類等

法人の場合… 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）及び法人の概要が分かる資料

団体の場合… 団体規約、役員名簿、事業報告書及び収支報告書

個人の場合… 身分証明書（日本国籍の方のみ、本籍地の市町村で交付のもの）

登記されていないことの証明書（外国籍の方のみ、最寄りの法務局で交付のもの）

カ 印鑑証明書（個人の場合は印鑑登録証明書）

キ 納税証明書

市町村税	① 応募者（法人、団体又は個人）所在地の市町村が発行する未納又は滞納がないことの証明書 ② 富山市税については、「納税証明書（入札参加資格用）」と記載された証明書
国税	未納の税額がないことを証する「納税証明書」（税務署において交付のもの。法人の場合は〔その3の3〕、個人の場合は〔その3の2〕、団体の場合は代表者個人の〔その3の2〕。)

※ 証明書は、提出日前から3箇月以内に発行されたものとします。

法人登記事項証明書、登記されていないことの証明書、印鑑証明書、納税証明書は原本を提出してください。

(3) 受付期間

令和6年5月7日（火）から同月27日（月）までとします。

※ 月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午後5時15分までです。

また、郵送により提出される場合は、同月27日（月）午後5時15分必着とします。

(4) 提出先

財務部管財課庁舎管理係（富山市役所西館4階）

〒930-8510

富山市新桜町7番38号

電話 076-443-2117

FAX 076-431-7665

9 事業者の決定

(1) 提出された申請書類の審査を行い、「4 入札参加資格」に定める資格を全て満たしている者を事業候補者とし、市有地貸付に係る入札参加申請受付書を郵送しますので、入札当日に

必ず持参してください。

(2) 入札

ア 日時及び場所

入札日	令和6年6月3日(月)
受付及び入札保証金の納付開始時刻	午後1時
入札時刻	午後2時
場所	富山市役所東館4階入札室

イ 入札当日お持ちいただくもの

- ① 入札保証金(入札金額の1割以上)
- ② 入札書(様式第5号)及び封筒
- ③ 市有地貸付に係る入札参加申請受付書
- ④ 委任状(代理人が入札する場合)
- ⑤ 入札参加者の身分を証明できるもの(運転免許証等)
- ⑥ 入札参加申請書に押印した印鑑(代理人が入札する場合は、委任状の「代理人」欄に押印した印鑑)
- ⑦ 筆記用具(万年筆又は黒ボールペン)

ウ 入札における注意事項

- ① 入札書は所定の様式(様式第5号)を使用してください。入札書には、一箇月当たりの借上げの金額を百円単位で記入してください。入札書の押印は、入札参加申請書の印鑑(実印)を使用してください。また、代理人が入札する場合は、委任状の代理人欄に押印されている印鑑を入札書に押印してください。
- ② 法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理人が入札する場合には、所定の様式の委任状と代理人本人と確認できるもの(運転免許証など)を持参してください。

エ 入札保証金

- ① 参加申請者は入札保証金として入札金額の1割以上の額の現金又は富山市内に所在する店舗を支払地とした銀行の自己宛小切手(振出日から5営業日以内のもの)を入札当日に持参してください。
- ② 入札保証金は、落札しなかった者へ入札当日に返還します。また、落札者の入札保証金は、その全額を契約保証金に充当します。
- ③ 入札保証金の納付者が営利法人又は個人である商人の場合で、納付する入札保証金が5万円以上の場合は、還付の際、その受領証書に200円の収入印紙を貼付してください。

オ 事業者の決定

- ① 事業者の決定は、開札後、直ちに入札場所で行います。なお、事業候補者のうち、本市が定めた最低貸付料月額294,400円以上で、最高の価格で入札した者を事業者とします。
- ② 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あった場合には、直ちに当該入札者にくじ

を引かせて事業者を決定します。この場合において、同価格の入札者は、必ずくじを引かなければならず、くじ引きを辞退することはできません。

- ③ 結果については、富山市財務部管財課窓口において公表するとともに、本市の公式ウェブサイトでも公表します。

10 契約の締結

- (1) 事業者に決定された方は、本市が別途定める期日までに、「**市有財産（新規）借受申請書**」を提出し、契約を締結することとなります。
- (2) 事業者に決定された方は、落札決定の日から7日以内（富山市の休日を定める条例（平成17年富山市条例第2号）第1条第1項に規定する休日は算入しません。）に契約を締結しなければなりません。なお、当該期間内に契約を締結しない場合、落札者としての権利を失うとともに入札保証金は返還しません。
- (3) 契約の締結及び履行に関する費用については、全て事業者の負担とします。
- (4) 契約の相手方は、事業者に決定された方の名義とします。

11 貸付料の納付

事業者に決定した者は、契約締結後、本市が指定する期日までに、本市が発行する納入通知書により、令和6年度分の貸付料を一括して納付しなければなりません。

また、次年度以降についても、同様に契約書で定める日までに納付しなければなりません。

12 事業者の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者としての決定を取り消すことがあります。

- (1) 正当な理由なく、指定する期日までに貸付の手続きに応じなかったとき。
- (2) 事業者の決定から契約の手続きまでの間に、事業者の資金事情の変化等により駐車場の運営が困難であると本市が判断したとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者が駐車場の運営者としてふさわしくないと本市が判断したとき。
- (4) 事業予定者が「**4 入札参加資格**」に定める資格を満たしていないこと又は満たさなくなったことが判明したとき。

13 問い合わせ先

富山市財務部管財課庁舎管理係

〒930-8510

富山市新桜町7番38号

電話 076-443-2117

FAX 076-431-7665

1.4 その他

本貸付に申し込みをされる方は、この貸付要項に記載された事項について熟読の上、申し込みください。

なお、この要項に定めのない事項については、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）、富山市公有財産管理規則（平成17年富山市規則第39号）、富山市公有財産貸付要領、富山市物品購入等、清掃及び設備保守点検等業務委託入札心得、その他の関係法令に定めるところによるものとします。

付属書類

【様式】

- ・ 様式第1号 市有地貸付に係る入札参加申請書
- ・ 様式第2号 誓約書
- ・ 様式第3号 「駐車場運営等の実績」 申告書
- ・ 様式第4号 提出書類一覧表
- ・ 様式第5号 入札書

【参考資料】

- ・ 位置図
- ・ 契約書及び順守事項